
■インボイス制度について【社内資料】

インボイス制度とは、2023年10月1日から新たに導入される消費税法上の制度です。

① 消費税等の納税義務について

消費税は、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。

【参考】免税事業者の条件

- ・新規に開業した事業者（資本金1,000万円以上の法人設立の場合を除く）
- ・開業2年目の事業者で特定期間（前年上期）の売上高もしくは給与等が1,000万円以下の事業者
- ・前々年分（法人の場合、前々期）の課税売上高が1,000万円以下の事業者

② インボイス制度

インボイス制度とは、一定の項目が記載された適格請求書（インボイス）にもとづいて消費税の仕入税額控除額を計算し、証拠書類を保存する消費税法上の制度です。原則として、消費税の課税事業者が対象となる制度ですが、上記①の免税業者も所定の手続きにより、インボイス発行事業者を選択することができますので、下記のようなメリット・デメリット等を勘案したうえで、インボイス発行事業者になるかどうかを選択することになります。

なお、消費税の課税事業者及びインボイス発行事業者を選択した免税事業者は、消費税の申告納税が必要となります。

【参考】制度選択のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
1 免税事業者を継続する (インボイスを発行できない)	<ul style="list-style-type: none">● 消費税の納税義務なし● 請求書様式の変更不要	<ul style="list-style-type: none">● 消費税分を考慮した取引価格の見直し要求の発生● 自社の取引規模が推察されてしまう
2 課税事業者を選択して 適格請求書発行事業者になる (インボイスを発行できる)	<ul style="list-style-type: none">● インボイスの発行が可能 (取引先と従来通りの関係を維持できる)● 消費税額の転嫁可能 (自らも仕入税額控除できる)	<ul style="list-style-type: none">● 消費税の納税義務が生じる● 消費税申告書の作成● 請求書様式の変更

出典：<https://media.yayoi-kk.co.jp/14768/>

③ ル・アンジェの免税業者との取引について

上記の通り消費税の免税事業者は、インボイス発行事業者を選択することができますが、インボイス発行事業者を選択しない免税事業者のデメリットとして、制度導入以降、課税業者が、取引先を課税事業者に限定したり、免税事業者に対して仕入税控除できない分の値下げ交渉を行ったりすること等が指摘されています。

ル・アンジェは消費税の課税事業者ですが、2023年9月時点において、ペビーシッターの方々に対し、上記のような事業者の選定や値下げ交渉などを実施することは考えておりません。なお、これは将来においてそのことを保障するということではありませんので、ご承知頂きますようお願いします。